

クラスター弾等の委託廃棄等に関する達

平成 22 年 7 月 30 日
陸上自衛隊達第 95-6 号

クラスター弾等の委託廃棄等に関する訓令（平成 22 年防衛省訓令第 32 号）第 12 条の規定に基づき、クラスター弾等の委託廃棄等に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 火箱 芳文

クラスター弾等の委託廃棄等に関する達
（趣旨）

第 1 条 この達は、陸上自衛隊が行うクラスター弾等の委託廃棄その他の取扱い（以下「クラスター弾等の取扱い」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この達において用いる用語の意義は、クラスター弾等の委託廃棄等に関する訓令（平成 22 年防衛省訓令第 32 号。以下「訓令」という。）に定めるところによる。

（年度計画の承認申請）

第 3 条 補給統制本部長（以下「本部長」という。）は、その年度においてクラスター弾等の委託廃棄をする場合には、前年度の 3 月 10 日までに、その年度におけるクラスター弾等の委託廃棄の計画（以下「年度計画」という。）を、訓令別記様式第 1 により、幕僚長に申請するものとする。

2 本部長は、前項の承認を受けていない場合で、その後の特別の事情により、その年度にクラスター弾等の委託廃棄をするときは、前項の規定の例により、あらかじめ、幕僚長に申請するものとする。

3 本部長は、事情の変更その他の事由により、年度計画を変更する場合には、あらかじめ、訓令別記様式第 2 により幕僚長に申請するものとする。

（委託廃棄に係る報告）

第 4 条 本部長は、委託廃棄のために防衛省以外の者にクラスター弾等を引き渡した場合には、訓令別記様式第 3 により、7 日以内に幕僚長に報告するものとする。（武化定第 25 号）

2 本部長は、前項により引き渡したクラスター弾等を、引き渡した相手方から返納され所持することとなった場合には、訓令別記様式第 4 により、7 日以内に幕僚長に報告するものとする。（武化定第 26 号）

（数量等の報告）

第 5 条 駐屯地業務隊及び駐屯地業務を担当する部隊等（以下「業務隊等」という。）の長は、保管するクラスター弾等の毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間についての数量等を補給処長に通知するものとする。

2 補給処長は、本部長の定めるところにより、弾薬支処及び業務隊等の保管するクラスター弾等の毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間についての数

量等を本部長に報告するものとする。

- 3 本部長は、前項に規定する報告に基づき、所持するクラスター弾等及び委託廃棄のために防衛省以外の者に引き渡したクラスター弾等（委託廃棄の終了したものを除く。）の数量等を毎年1月1日から12月31日までの期間について集計したものを、訓令別記様式第7により、当該期間経過後の1月20日までに、幕僚長に報告するものとする。（武化定第27号）

（幕僚長の指示）

第6条 クラスター弾等の取扱いに関しこの達により難いときは、幕僚長は別段の指示をする。

（委任規定）

第7条 方面総監及び本部長（以下「方面総監等」という。）は、この達の実施に関し必要な細部事項を定めることができる。

- 2 方面総監等は、前項の規定により必要な事項を定め、又は改正した場合には、速やかに幕僚長に報告するものとする。（武化定第28号）

附 則

この達は、平成22年8月1日から施行する。